

# 広域機関システム利用規約

(Ver. 3.7)

2023年12月

電力広域的運営推進機関

## 改版履歴

版数	改版日	改版内容
1.0 版	2016/2/15	新規作成
2.0 版	2016/12/27	「国の機関に対する情報の提供」を追加
3.0 版	2017/3/7	ネガワット取引制度対応に伴う変更
3.1 版	2017/10/18	MicrosoftOffice2007 サポート終了に伴い、入力支援ツールの対応バージョンを変更
3.2 版	2019/6/10	MicrosoftOffice2016 を入力支援ツールの対応バージョンへ追加 個人情報の管理に関するガイドラインの変更
3.3 版	2022/2/17	MicrosoftOffice2010 サポート終了に伴い、入力支援ツールの対応バージョンを変更 当機関への業務移管に伴い、費用負担調整機関に対する情報の提供を削除
3.4 版	2022/6/15	Internet Explorer サポート終了に伴い、インターネット接続環境を変更
3.5 版	2022/10/31	Microsoft Edge サポート開始に伴い、インターネット接続環境を変更
3.6 版	2023/7/31	MicrosoftOffice2013 サポート終了に伴い対応バージョンを変更 MicrosoftOffice2019 を入力支援ツールの対応バージョンへ追加
3.7 版	2023/12/8	広域機関システム利用者が実施すべきセキュリティ対策として、他システムで利用するパスワードと異なるパスワードを使用する旨の記載を追加

---

# 目次

---

1. 本利用規約の目的等.....	2
1.1. 本利用規約の目的.....	2
1.2. 本利用規約の適用範囲.....	2
1.3. 本利用規約の変更.....	2
2. 本システムの利用.....	3
2.1. 本システムの利用者.....	3
2.2. 本システムの機能.....	3
2.3. 受託者による本システムの利用.....	3
2.4. 利用の停止又は制限.....	4
2.5. 禁止行為.....	4
2.6. 利用の中断.....	4
2.7. 利用の終了.....	4
2.8. 本システムの改修・機能の追加.....	5
2.9. 本システム利用の環境.....	5
3. セキュリティ対策.....	6
3.1. クライアント証明書の取得.....	6
3.2. 管理者IDの取得.....	6
3.3. ユーザIDの発行.....	6
3.4. クライアント証明書等の管理.....	6
3.5. 本システム利用者が実施すべきセキュリティ対策方針.....	7
4. 情報の取扱い.....	8
4.1. 情報の管理.....	8
4.2. 一般送配電事業者に対する情報の提供.....	8
4.3. 国の機関に対する情報の提供.....	8
5. 個人情報の取扱い.....	9
5.1. 個人情報の共同利用.....	9
5.2. 共同利用に関する事項の通知等.....	9
5.3. 個人情報の取扱責任者.....	9
5.4. 個人情報の管理.....	9
5.5. 目的外利用の禁止.....	9
5.6. 共同利用する個人情報の漏えい事故等が発生した場合の取扱い.....	9
5.7. 共同利用の終了.....	10
6. その他.....	11
6.1. 知的財産権.....	11
6.2. 権利義務譲渡の禁止.....	11
6.3. 表明保証.....	11
6.4. 免責事項.....	11
6.5. 裁判所.....	11
6.6. 準拠法.....	11

## 1. 本利用規約の目的等

### 1.1. 本利用規約の目的

電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)は、本機関が運用する、発電や需要等の各種計画を受け付け、需給状況や連系線管理等の業務を行うための広域機関システム(以下「本システム」という。)の利用に関し、本システムを利用し、又は利用しようとする者(以下「本システム利用者」という。)が遵守すべき事項を定めることを目的として、本システムの利用規約(以下「本利用規約」という。)を定める。

### 1.2. 本利用規約の適用範囲

本利用規約は、本システム利用者に適用する。

### 1.3. 本利用規約の変更

- 1.3.1 本機関は本利用規約をいつでも変更することができる。
- 1.3.2 本機関が本利用規約を変更した場合には、本システム利用者に対し変更後の利用規約を適用する。
- 1.3.3 本機関は、本利用規約を変更した場合、30 日以内に本システム利用者にメールにて本利用規約を変更した旨を連絡する。

## 2. 本システムの利用

### 2.1. 本システムの利用者

2.1.1 本システムは、本機関が別途定める手続にしたがって、利用申請を行い、本機関の承認を得た場合に、利用することができる。

2.1.2 次の各号に掲げる者が、3.1「クライアント証明書の取得」に定めるクライアント証明書を取得した場合に限り、前項の利用申請を行うことができる。

- ① 電気事業法第2条に定める電気事業者に該当する者又は該当する予定のある者
- ② 一般送配電事業者との間で、託送供給契約、発電量調整供給契約又は需要抑制量調整契約を締結した者又は締結する予定のある者
- ③ 本機関が、本システムの利用が必要と認める者

2.1.2 本機関と本システム利用者との間の本システムの利用に関する契約(以下「本システム利用契約」という。)は、本機関が管理者 ID を通知した時点で成立するものとする。

2.1.3 本システムは、2.3「受託者による本システムの利用」を除き、本機関と本システム利用契約を締結した者に限り、利用することができる。

### 2.2. 本システムの機能

本機関は、本システムにおいて、原則として 24 時間 365 日、以下の機能を提供する。

	機能名	機能概要
(1)	発電計画等受付機能	本システム利用者が、発電計画、発電・販売計画、需給計画、需要・調達計画、連系線等利用計画、連系線利用計画、連系線等希望計画、連系線希望計画、部分供給計画、需要抑制計画(以下「発電計画等」という。)を提出し、本機関が受付・処理する一連の機能。 データの提供、様式、方法等については、本機関が定める発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格によるものとする。
(2)	作業停止計画受付機能	本システム利用者が、作業停止計画を提出し、本機関が受付・処理する一連の機能。
(3)	供給計画受付機能	本システム利用者が、供給計画を提出し、本機関が受付・処理する一連の機能。
(4)	計画業務マスターデータ申請受付機能	(1)～(3)のサービスを実施するにあたり必要となる計画業務マスターデータを、本システム利用者が申請し、本機関が受付・処理する一連の機能。

### 2.3. 受託者による本システムの利用

2.3.1 本システム利用者は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる第三者(以下「受託者」という。)に対して、本システムを利用させることができる。この場合、本システム利用者は、本利用規約に基づき負担する義務と同様の義務を受託者に遵守させるものとする。

- ① 電気事業者 当該電気事業者における電気事業に係る業務の委託を受けた第三者
- ② 一般送配電事業者との間で、託送供給契約、発電量調整供給契約又は需要抑制量調整契約を締結した者 一般送配電事業者との間の託送供給契約、発電量調整供給契約又は需要抑制量調整契約に係る業務の委託を受けた第三者
- ③ 本機関が、本システムの利用が必要と認める者 当該者に係る業務の委託を受けた第三者

2.3.2 前項に掲げる場合においては、受託者が本システムの利用に関して行った行為は、本システム利用者が行ったものとみなし、本システム利用者は本機関に対し全ての責任を負うものとする。

## 2.4. 利用の停止又は制限

本機関は、次の各号に該当する場合には、本システム利用者への事前の通知や承諾なしに、本システムの利用を停止又は制限することができる。

- ① 本システムの不具合の改修、重要なパッチ適用等の保守作業を行う場合
- ② 本システムの利用者から、本システムに対し、一定の上限を超えるアクセスが行われた場合
- ③ 天変地変等による設備の障害その他不測の事態により本システムの利用が不可能又は著しく困難となった場合
- ④ 本機関が本システムの運用上必要と判断した場合

## 2.5. 禁止行為

本システム利用者は、本システムの利用に際し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- ① 本機関および本機関のシステム製作者である株式会社日立製作所(以下「本システム製作者」という。)又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- ② 本機関又は第三者を差別又は誹謗中傷し、名誉又は信用を毀損する行為
- ③ 詐欺等の犯罪及び犯罪に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- ④ 本機関又は第三者のデータ等を改ざん又は消去する行為
- ⑤ 他の本システム利用者(当該システム利用者の受託者を含む。)になりすまして、本システムを利用する行為
- ⑥ サーバ及び端末等の機能を妨害、破壊、制限するようなコンピュータウィルス、コンピュータコード、ファイル、プログラム等を含むコンテンツをアップロードする又は送信する行為
- ⑦ 本システムの利用に際し接続しているサーバ又はネットワークを妨害し又は混乱させる行為
- ⑧ その他前各号に掲げるもののほか、法令若しくは本機関の業務規程及び送配電等業務指針に違反する行為、公序良俗に違反する行為、本システムの運営を妨害する行為又は第三者に不利益を与える行為

## 2.6. 利用の中断

本機関は、本システム利用者が「2.5 禁止行為」に該当する行為を行った、若しくは行うおそれがある場合又は本システム利用者から本システムを通じて取得した個人情報(5.1 個人情報の共同利用)の漏えい又は目的外利用の可能性が疑われる場合には、一時的に本システム利用者の本システムの利用を中断することができる。

## 2.7. 利用の終了

2.7.1 本システム利用者は、本システム利用契約の終了を申請し、本機関が本システム利用契約の終了の措置の完了を通知した時点で、本システム利用契約は終了するものとする。

2.7.2 本機関は、次の各号に掲げる場合においては、催告を要することなく、本システム利用契約を解除することができる。

- ① 「2.1 本システムの利用者」の利用者の条件に該当しなくなった場合
- ② 本システム利用者が本システムに対して「2.5 禁止行為」を行った場合
- ③ 本システム利用者が「6.3 表明保証」の反社会的勢力に属することが判明した場合

2.7.3 本機関が、前項を理由に本システム利用契約を解除した場合であっても、本機関はこれによる本システム利用者の損害を賠償する責を負わない。

2.7.4 本システム利用者が本システムを使用した際に本システム上に保存されたユーザデータ及び本システム利用ログデータについては、本システムの利用の終了後も本機関の情報管理規程及び情報セキュリティ対

策規程に基づき本機関で保有・管理する。

## 2.8. 本システムの改修・機能の追加

本機関は、本システム利用者の要望等を踏まえ、必要に応じ、本システムの改修又は機能の追加を行う。

## 2.9. 本システム利用の環境

本システム利用者は、本システムを利用するにあたり、本機関が定める以下環境を、自己の負担により整備しなければならない。

	項目	説明
必須	インターネット 接続環境	各種計画の提出、系統情報公表情報等の閲覧を行うため、本システム利用者にて、予めインターネット接続環境※を準備する。 ※Microsoft Edge 又は GoogleChrome とする。
	クライアント 証明書	本システム利用者～本システム相互の保護のため、SSL 相互認証方式を採用する。本システム利用者にて予めクライアント証明書を準備する。
任意	入力支援ツール (本機関から提供)	各種計画の提出を効率的に行うため、本機関では、データ入力を支援するツールを提供する。このツールを利用する場合には、予め、本システム利用者にてマイクロソフトエクセル※が使用できる環境の準備と、本システムにログインし、ツールをダウンロードする。 ※MicrosoftExcel2016、2019 とする。
	本システム利用者 で準備する システム	各種計画の提出を効率的に行うため、本機関は、本システム利用者のシステムから自動連携を受付ける仕組みを提供する。この仕組みを利用する場合には、予め、本システム利用者にてシステムを準備する。

## 3. セキュリティ対策

### 3.1. クライアント証明書の取得

本システム利用者は、「2.1 本システムの利用者」に定める利用申請に先立ち、本機関が指定する者から、原則として1クライアントにつき1つのクライアント証明書を取得しなければならない。

### 3.2. 管理者IDの取得

3.2.1 本システム利用者は、クライアント証明書を取得後、本機関に対し、本機関が別途定める手続にしたがって、本システム利用者が指定する者に対する管理者 ID の付与を申請する(以下、管理者IDが付与された者を「管理者」という。)。但し、管理者 ID の新規発行は1回しか実施できないものとする。

3.2.2 本システム利用者の管理者が変更になった場合は、本機関が別途定める手続に従い、速やかに変更申請する。

### 3.3. ユーザIDの発行

管理者は、管理者 ID 取得後、本システムにて、本システムを利用する管理者の役員、職員その他必要な者(但し、自然人に限る。)に対して、ユーザ ID を発行することができる。但し、同一のユーザ ID を複数人に対して発行することはできない。

### 3.4. クライアント証明書等の管理

3.4.1 本システム利用者は、クライアント証明書、管理者ID及びユーザID(以下「クライアント証明書等」という。)を自らの責任で適切に使用、管理しなければならない。

3.4.2 本システム利用者は、クライアント証明書等を紛失し、又は、盗難され、若しくは第三者に使用された場合は、直ちに本機関へその旨を報告し、本機関の指示に従うものとする。但し、ユーザIDに関する報告は、管理者が行うものとする。

3.4.3 本機関は、本システム利用者のクライアント証明書等によりなされた本システムの利用は、当該システム利用者によりなされたものとみなし、当該システム利用者又は第三者が被る不利益については、当該システム利用者が全ての責任を負うものとする。

3.4.4 本システム利用者がクライアント証明書等を適切に使用、管理できていないことが発覚した場合又はクライアント証明書等を適切に使用、管理できていないことに起因して、事故が発生した場合、本機関は、当該システム利用者の一部又は全部のクライアント証明書等に基づく本システムの利用を停止することができる。



### 3.5. 本システム利用者が実施すべきセキュリティ対策方針

本システム利用者は、下表に示すセキュリティ対策方針を実施しなければならない。

情報セキュリティ管理基準	対策方針	(参考)対策例
セキュリティ基本方針	情報セキュリティのための経営陣の方向性及び指示を、事業上の要求事項、関連法令及び規制に従って規定する	情報セキュリティポリシーの策定
情報セキュリティのための組織	内部組織及び外部組織で管理される情報のセキュリティを維持する	情報セキュリティをマネジメントする組織横断的な部署の設置
資産の管理	組織の資産を適切なレベルで保護し、維持する	情報の分類
人的資源のセキュリティ	従業員等がその責任を理解し、盗難、不正行為、又は施設の不正使用のリスクを低減する システムや電子証明書、その媒体の運用にあたっては、責任者を設置し、担当者を限定する	セキュリティ意識向上を図る教育の実施 責任者の設置による利用者の管理
物理的及び環境的セキュリティ	組織の施設及び情報に対する認可されていない物理的アクセス、損傷及び妨害や、資産の損失、損傷、盗難又は劣化、及び組織の活動に対する妨害を防止する	入退室管理、装置の施錠
通信及び運用管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティを保った運用を確実にする。</li> <li>・第三者が提供するサービスにおける情報セキュリティレベルを維持する</li> <li>・システム故障のリスクを最小限に抑える</li> <li>・情報、ソフトウェア及び情報処理設備の完全性及び可用性を維持する</li> <li>・ネットワークにおける情報、及びネットワークを支える基盤を保護する</li> <li>・資産の認可されていない開示、改ざん、除去又は破壊及びビジネス活動の中断を防止する(例、データが復元できないように機器のリース返却時、システム/記録媒体の破棄・再利用時に除去する)</li> <li>・組織内部で交換した及び外部と交換した、情報及びソフトウェアのセキュリティを維持する(例: サービス妨害、権限昇格)</li> <li>・電子商取引サービスのセキュリティを保った利用を確実にする</li> <li>・認可されていない情報処理活動を検知する</li> </ul>	ファイヤウォールの設置 ウィルス対策ソフトの導入と更新 ログの取得・保管・管理 バックアップの取得 監視 データ消去専用ツールの利用
アクセス制御	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報へのアクセスを制御し、認可されていないアクセスを防止する</li> <li>・他システムで利用するパスワードと異なるパスワードを使用する</li> </ul>	特権 ID・アカウント管理・パスワード管理
情報システムの取得、開発及び保守	情報システムにおける情報の誤り、消失、認可されていない変更又は不正使用を防止する。公開された技術的ぜい弱性の悪用によって生じるリスクを低減する。	暗号化 セキュリティパッチ適用方針の策定 ぜい弱性対策の実施及び管理
情報セキュリティインシデントの管理	情報セキュリティインシデントの連絡及び管理を確実にする	連絡先の整備 セキュリティインシデント管理
事業継続管理	情報システムの重大な故障又は災害の影響からの事業活動の中断に対処するとともに、それらから重要な業務プロセスを保護し、再開を確実にする	障害・災害時の緊急時手順の作成
順守	法令、規制又は契約上のあらゆる義務及びセキュリティ上のあらゆる要求事項に対する違反を避ける。	システム監査の実施

## 4. 情報の取扱い

### 4.1. 情報の管理

本機関は、本システムを通じて取得した情報を個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」といい、同法に定める個人情報を以下「個人情報」という。)その他の法令及び本機関が定める情報管理規程、個人情報保護規程その他の規程に基づき、適切に管理する。

### 4.2. 一般送配電事業者に対する情報の提供

本システム利用者は、本システムの利用の目的に必要な範囲において、本機関が一般送配電事業者に対し、2.2(4)記載の計画業務マスターデータ申請受付機能に関する以下の情報を提供することに同意するものとする。

- ① 申請者情報 氏名、ユーザID、所属、電話番号
- ② 事業者情報 事業者コード、事業者名称、事業者名略称、郵便番号、住所、連絡者所属、連絡者氏名、連絡者電話番号、連絡者FAX番号、連絡者メール、ドメイン名
- ③ 発電所情報 代表事業者コード、連絡者所属、連絡者電話番号、連絡者FAX番号、連絡者メール

### 4.3. 国の機関に対する情報の提供

本システム利用者は、本機関が資源エネルギー庁又は電力・ガス取引監視等委員会が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合は、当該協力の目的に必要な範囲において、本機関が資源エネルギー庁又は電力・ガス取引監視等委員会に対し、本システムを通じて取得した情報(但し、個人情報は除く。)を提供することに同意するものとする。

## 5. 個人情報の取扱い

### 5.1. 個人情報の共同利用

本システム利用者のうち需要抑制計画を提出する者(以下「抑制計画提出者」という)は、本システムを利用して、他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は本機関との間で、需要者又は発電者の個人情報を共同利用する。

### 5.2. 共同利用に関する事項の通知等

抑制計画提出者は、次の各号に掲げる事項を予め需要者又は発電者に通知し、又は、需要者又は発電者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- ① 共同して利用される個人データの項目
- ② 共同して利用する者の範囲
- ③ 利用する者の利用目的
- ④ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

### 5.3. 個人情報の取扱責任者

抑制計画提出者は、個人情報の取扱責任者を定めるとともに、個人情報に関する問合担当者及び連絡先を公表しなければならない。

### 5.4. 個人情報の管理

抑制計画提出者は、個人情報保護及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成 28 年 11 月(平成 29 年 3 月一部改正)個人情報保護委員会)」を遵守し、本システムを利用した個人情報について、漏えい、滅失、毀損等の事故が発生しないよう安全管理措置を講じなければならない。

### 5.5. 目的外利用の禁止

抑制計画提出者は、「5. 1 個人情報の共同利用」に定める共同利用の目的の範囲を超えて、本システムを利用して取得した個人情報を加工、利用、複写又は複製してはならない。

### 5.6. 共同利用する個人情報の漏えい事故等が発生した場合の取扱い

抑制計画提出者は、本システムを利用して取得した個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生した場合、事実関係を需要者又は発電設備設置者に連絡するとともに、次の各号に掲げる場合を除き、事実関係及び再発防止策を公表する。

- ① 影響を受ける可能性のある本人すべてに連絡がついた場合
- ② 紛失等した個人情報を、第三者に見られることなく、速やかに回収した場合
- ③ 高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合
- ④ 漏えい等をした事業者以外では、特定の個人を識別することができない場合

## 5.7. 共同利用の終了

抑制計画提出者は、本システム利用契約が終了した場合には、「5.1 個人情報の共同利用」に定める個人情報の共同利用を終了する。

抑制計画提出者は、個人情報の共同利用が終了した後も、第4条に準じて、適切に個人情報を管理しなければならない。

## 6. その他

### 6.1. 知的財産権

- 6.1.1 本システムに関する著作権は、本機関又は本システム製作者に帰属する。
- 6.1.2 本システム利用者は、本システムの利用目的の範囲内において、本システムに関する著作物を二次利用できる。
- 6.1.3 本システム利用者は、第三者に対して、本機関の事前の書面による承諾なく、著作物及び二次的著作物の改変について許諾してはならない。

### 6.2. 権利義務譲渡の禁止

本システム利用者は、本システム利用規約に基づく契約上の地位並びに本システム利用規約から生じる権利及び義務を、本機関への事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡してはならず、また、担保に供してはならない。

### 6.3. 表明保証

- 6.3.1 本システム利用者は、自己、自社若しくはその役員等（取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者等、その他これに準じる者をいう。）でない者であることを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 6.3.2 本システム利用者は、本機関が上記の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

### 6.4. 免責事項

- 6.4.1 本機関は、本システムの利用に関して、本システム利用者に生じた損害については一切責任を負わないものとする。
- 6.4.2 本機関は、本システム利用者が本システムを利用することにより生じた第三者への不利益及び第三者による情報の改ざんや漏えい等により発生した不利益について、一切の責任を負わないものとする。

### 6.5. 裁判所

本利用規約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 6.6. 準拠法

本利用規約の解釈に関する準拠法は日本法とする。

以上